

大書館だより

第21号
平成5年7月

館長就任にあたつて

文書館長 大久保 知道

群馬県立文書館は、郷土に関する歴史的に価値ある古文書や行政文書等の散逸を防ぎ、その保存と利用をはかる目的で昭和五十七年に発足し、早いもので今年で十一年目になります。これまでの歴代の館長の識見、才腕と職員の地道な努力によつて館の活動も着実に軌道に乗り、その存在も広く定着しつつあります。

現在、収蔵している文書等は、寄託・寄贈を受けた古文書が二十四万点、県行 政文書が八万五千冊、藩資料等のマイクロフィルムが千六百リールなどですが、年々増加の一途をたどり、今後の保存庫のスペース不足や、利用に供するための整理、補修が遅れがちであることなどの課題もかかえています。

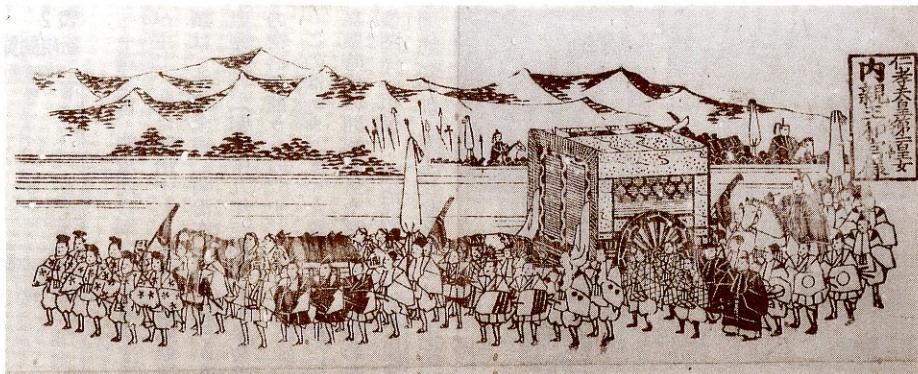
また、これに加えて、平成四年度末に完結した「群馬県史」の編さん過程で収集された膨大な歴史資料を整理し、利用に供する作業を文書館が行つております。

職員の体制は一部強化されましたが、たしかに事業量であり、現在全力投球で進めているところです。

館主催の「古文書講座」等への応募者はいつも定員をオーバーし、関心の深さがうかがえます。今秋の企画展は「西上州山村の戦国から江戸」を予定していますし、文書、資料の閲覧や、古文書解説や所蔵資料の照会に応じるなどのレフアレンス業務もやつておりますので、皆様方のご活用をお待ちしています。

また、市町村史（誌）編さん室等をはじめ、県内外の関係機関・団体とより密接な連携を図ることも重要であると認識しています。

今後は文書館事業の一層の周知を図ることともに、充実した館運営に向けて努めていますので、皆様方のご理解、ご支援をお願いいたします。



「和宮様御参向御用掛御役人附」

（文久元年（一八六一）初冬、誠養堂版・五枚一組木版刷 鬼石町飯塚馨家寄託）
仁孝天皇の皇女和宮（親子内親王）は、十四代將軍家茂との婚儀のため文久元年四月京都より中山道を江戸に下向しました。その時の行列図と御供の公家や武家の官職、人名などが刷られています。婚儀は翌文久二年二月十一日でした。
（主任 鈴木一哉）



新たに閲覧できる行政文書

文書館主任 田 中 尚

文書館では、引継や管理委任等により移管された文書について、歴史資料として皆様に活用していただくために、順次閲覧利用のための補修・製本等の整理作業をすすめています。このたび表1・2に示した文書の整理・分類作業が完了し、新規閲覧資料として新たに5月から利用できるようになりました。

今回閲覧できる文書は、昭和六十三年度までに移管された文書のうち、所属年が昭和二十年以前のものを抽出、整理をすすめてきたものです。したがって、これらの文書は、これまで閲覧いただいている明治期、大正期、昭和戦前期及び議会図書室収集文書などの県行政文書と同群をなすもので、そのかけているところを補うものです。

文書館では、引継や管理委任等により移管された文書について、歴史資料として皆様に活用していただくために、順次閲覧利用のための補修・製本等の整理作業をすすめています。このたび表1・2に示した文書の整理・分類作業が完了し、新規閲覧資料として新たに5月から利用できるようになりました。

なお、整理作業については、破損の著しい文書の補修整理を重点的にすすめる「劣化文書補修」業務が平成元年度から始まり、その一環としてこれらの文書の整理作業もすすめられました。

内容については、表1の分類のとおりです。特徴のあるものをいくつか掲げると、まず際立つて多いのは勧業関係です。

令達では、明治期の本県の令達や府令が主で、特に明治十七～十九年の本県令達類は、布達全書（明治六～十六年）から県報發行（明治十九年）までの本県令達の空白を補うものです。

このほかまとまつた資料としては、岩鼻県時代の圃地関係や昭和七年以降の県債関係（租税）、明治期からの鉱泉・温泉関係（福祉・衛生）などがあり、土木・等の農業水利関係もあります。

人事の中心となるのは、明治期の県吏員の任免伺や進退録、履歴、現員表などで、これにより岩鼻県時代からの県吏員の動静を知ることができます。

表2 新規閲覧文書室課別冊数一覧
(教育委員会)

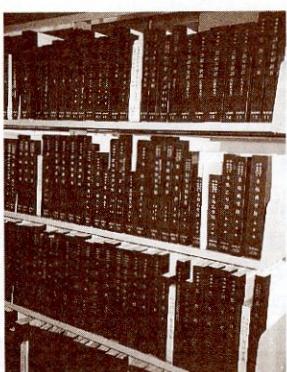
管 理 部	室 課	長 理 利	2
指 導 部	課 課	部 管 福	8
	課 課	文化財 保護	13
	課 課	学校教務	1
	課 課	義務教育	2
	課 課	高校	163
	計		65
合	計		254

(知事部局)

總 務 部	室 課	長 書 事	2
企 民 生 部	課 課	政 文 方	8
衛 環 境 部	課 課	情 長 援	13
	課 課	教 政 系	1
	課 課	園 改 長	2
	課 課	經 産 山 地	5
	課 課	防 計	55
	課 課	芸 良 営	3
	課 課	通 政 政	9
	課 課	改 改 政	92
	課 課	農 產	3
	課 課	山 地	5
	課 課	防 計	3
	課 課	芸 良 営	33
	課 課	通 政 政	506
	課 課	改 改 政	94
	課 課	農 產	9
	課 課	山 地	4
	課 課	防 計	59
合	計		3,723
總	計		3,977



主な文書(上)と排架の様子(下)



図書類は、日本書紀・万葉集・康熙字典などの古書籍、明治初期から中期の教科書、多胡碑など上野三碑等の拓本類、明治十七、三十六、四十二年の上野国全図、第一回興業意見など多数あります。以上のように今回閲覧できる文書は、本県の政治・経済・社会・教育等のあゆみを知るうえで格好の資料群です。皆様のご利用をお待ちしております。

河川では、大正十二年からの登記済証済地調書がそろっています。また、学務関係は、小学校・実業補習学校・中等学校教員の任免や履歴などの人事関係文書が中心です。

図書類は、日本書紀・万葉集・康熙字典などの古書籍、明治初期から中期の教

新たに閲覧できる

古文書

当館収蔵古文書のなかで、新たに閲覧利用できるものは次のとおりです。

◎前橋市元総社町・伊藤泉家文書

明治時代の元総社村村政文書が中心。

江戸時代の同村東組名主文書を含む約四九〇点。

◎前橋市文京町・高野清氏収集文書

元禄上野国絵図一点を二二枚に分割したカラー写真版。

◎前橋市嶺町・青木一衛家文書

峯村の江戸から明治時代の村政文書と青木家の私的文章など約二、八〇〇点。

◎吾妻郡長野原町・浦野恒彦家文書

吾妻郡林村大乗院の修驗関係文書。約一〇〇点。

◎勢多郡富士見村・駒形義夫氏収集文書

富士見村権沢家旧蔵文書など県内各地の収集文書一七七点。

◎利根郡新治村・笛木作夫家文書

吾妻郡吹路村名主文書で宗門改帳や高反別名寄帳など一六点。

◎利根郡新治村・竹内俊鳳氏収集文書

吾妻郡吹路村、永井村の年貢割付状や高崎藩大河内家家臣文書。文書点数約

猿ヶ京関所手形など八三点。

◎前橋市西大室町・根岸孝一家文書

明治時代の西大室村戸長役場文書を中心。二子山古墳発掘関係文書を含む約五、

四〇〇点。

一部がすでに閲覧可能で、追加して閲覧可能となつた文書は以下のとおりです。

*多野郡鬼石町・飯塚馨家文書

近世三波川村名主文書約九、五〇〇点。一部が「収蔵文書目録11」に収録。

*旧前橋藩松平家家臣・鹿沼誠家文書

前橋城内外家臣屋敷割図の全体写真一枚と分割写真三枚。

*前橋市文京町・天川史跡保存会文書

安政四、五年の前橋天川町五人組井寺社人別帳二冊。

*伊勢崎市波志江町・上岡高行家文書

碓氷郡嶺村、佐位郡太田村など県内各地の近世文書や写本など約三〇〇点。

*津山郷土博物館所蔵・館林藩越智松平家家中明細分限帳

マイクロ収集文書で、新たに閲覧可能となつたのは次のものです。

◎沼田市役所所蔵・沼田藩土岐家文書

文書点数二六点で製本冊数四三冊。

◎富岡市七日市・大里家文書

七日市藩前田家家臣文書。文書点数約七三〇点で製本冊数四四冊。

◎高崎市宮元町・反町家文書

家中由緒書など文書点数一〇八点。製本冊数二八冊。

(主任 鈴木一哉)

新たに閲覧できる

マイクロ複製絵図

次の明治初期絵図がカラーマイクロフ

イルムで閲覧できるようになりました。モノクロ複製はその場でできます。カラーリム複製もできます。

(小暮隆志)

検 見 耕 地 絵 図	
番号	地 国 名
47 1309	勢多郡江木村 利根郡天神組
地券発行にかかる地引絵図	
14	群馬郡朝倉村
15	〃 上作鳥(村)
17	〃 下作鳥村
16	〃 後閑村
18	〃 宮地村
25	〃 新堀村
32	〃 房丸村
31	〃 徳丸村
28	〃 下阿内村
30	〃 力丸村
24	〃 龍門村
27	〃 寺家村
29	〃 阿内村
23	〃 横手村
20	〃 公田村
21	〃 下公田村
22	〃 茂右衛門分村
26	〃 今宿村
10	〃 前代田村
9	〃 宗甫分村
8	〃 市之坪村
11	〃 六供村
13	〃 櫻嶋村
12	〃 天川原村
3	〃 助多郡才川村
6	〃 萩村

1	〃 清王寺村	75	(〃 古市村地券取調小前帳)	1189	〃 海老瀬村絵図(二)
4	〃 一毛村	58	〃 内藤分村	1190	〃 海老瀬村絵図(三)
7	〃 岩神村	63	〃 惣社町之内野馬塚村	1193	〃 海老瀬村絵図(八)
33	〃 三侯村	60	〃 惣社町字大屋敷分	1195	〃 海老瀬村絵図(十)
38	〃 西片貝村	61	〃 惣社町之内字昌楽寺廻	1208	〃 浮戸村絵図完
37	〃 東片貝村	64	〃 稲荷塚新田分	1218	〃 斗合田村絵図二枚之内二
34	〃 幸塚村	67	〃 高井村	1220	〃 田嶋村絵図三枚之内
35	〃 上沖之郷	1288	〃 水澤村	1221	〃 田嶋村絵図三枚之内
36	〃 下沖之郷	1283	緑塙郡上落合村地引絵図面四	1228	〃 南大島村絵図四枚之内二
49	〃 五代村	1315	〃 篠塙村	1225	〃 南大島村絵図四枚之内四
50	〃 端氣村	1290	多胡郡中島村地引絵図面	1239	〃 福島村
53	〃 小坂子村	1294	多胡郡東上磯部村	1267	〃 赤堀村絵図面之二
2	〃 北代田村	1314	〃 吾妻郡新井村	1268	〃 赤堀村絵図面之三
77	〃 上細井村	1295	〃 羽根尾村	1270	〃 赤堀村絵図面之四
82	〃 青柳村	1297	〃 赤羽根村	1258	〃 光善寺村
78	〃 下細井村(田島村共)	1302	利根郡日向南郷	19	〃 那波郡両家村
54	〃 嶺村	1305	〃 下平村	村字限図(村誌絵図)、郡図	
48	〃 勝澤村	1300	〃 势多郡砂川村	1273	第二十三大区七小区全図ノ内一(上小泉村外11ヶ村)
84	〃 日輪寺村	1301	〃 青木村	1274	邑楽郡第二十三大区九小区館林村外拾四ヶ村全図
69	〃 下箱田村	1302	(利根郡小松村)	1310	利根郡門前組
41	〃 中丸村絵図面	1303	〃 椹平村	土木・河川図	
42	〃 東荻窪村	1160	新田郡加波村持添鹿川村	1296	吾妻郡草津村大字前口村(新線路図)
43	〃 西荻久保村	1162	〃 桃頭村	その他	
44	〃 堀之下村	1181	邑楽郡除川村(二)	1291	甘樂郡平原村之内、山室、橋倉、八倉、右三ヶ郷絵面
40	〃 石闇村	1182	〃 除川村(四)		
46	〃 江木村	1212	〃 大久保村、島村、高鳥村絵図五枚之一		
1289	〃 大久保村	1213	〃 大久保村、島村、高鳥村絵図五枚之三		
1176	(〃 上神梅村	1215	〃 大久保村、島村、高鳥村絵図五枚之五		
1177	〃 下神梅村				
1180	〃 塩澤村				
73	群馬郡上新田村				
76	〃 江田郷鰐絵面				

「公文書・記録保存専門講座」の開催

文書館では、二月三、四日の二日間、平成四年度公文書・記録保存専門講座を開催しました。この講座は、公文書館法の趣旨を受け、歴史資料としての公文書及び古文書等の適切な保存・利用に関する知識や技術の普及・向上を目的に、平成三年度から開催しています。県内市町村の文書・文化財・史誌編さんの各担当者及び歴史資料保存機関の職員の方に呼びかけ、今回は図書館からの参加も得ることで、三九の市町村から五三名の参加者がありました。

内容としては、前回同様公文書館法の一層の周知をはかり、市町村における資料保存と市町村文書館の在り方、資料保存の基本的な考え方を理解していただき、あわせて県庁文書の管理及び文書の収集整理の実務を理解していただくというものでした。二日目の最後の懇談では、若干の意見交換もできました。

終了後のアンケートでは、公文書館法について知識を持っていた方はまだ六割程度であることがわかり、今後も一層の周知と理解の深化をはかる必要を痛感しました。また、講座の内容に関してはより専門的・各論的な講義や所属別の分科会への要望が出されました。県内市町村

の文書管理や資料保存現状報告などと合わせ、より内容の濃い講座が実施できるよう検討していきたいと思います。

なお、今年度は、十月二十六、二十七日に開催する予定です。(田中 尚)

講座の日程(第一日目)

〔公文書館法と歴史資料保存〕
(岡田昭二 県立文書館古文書課主任)

〔群馬県における文書管理〕
(荒木秀子 県立文書課長補佐文書係長)

〔市町村の資料保存と文書館設置への取り組み方〕
(太田富康 埼玉県立文書館古文書課主任)

〔館内見学〕

〈第二日目〉

〔古文書の整理と目録作成〕
(岡田昭二 県立文書館古文書課主任)

〔行政文書の受け入れと整理〕
(小暮隆志 県立文書館行政文書課指導主事)

〔保存の手立て〕
(木部徹 キャット代表取締役)

〔懇談〕



木部 講師 部

学んだ知識を職場にも

前橋市立図書館 蜂須幾子

私は今までの図書館業務のなかで「文書」を収集・整理することはほとんどありませんでしたが、今回はからずも市立図書館に講座の案内が届き、参加することになりました。図書館と文書館とはど

うがどう違うのか、改めて考える絶好の

機会になりました。

「文書」を「もんじょ」と読むのか、あるいは「ぶんしょ」と読むのか、どのよ

うなものを持っているのか、広辞苑で調べてみてもあまりはつきりしませんでした。「図書」との違いなどもあたってみましたが、「図書」との違いなどもあたってみました。講師の方々の資料保存の大切さを理解してほしいという熱意がひしひしと伝わってくる講義の連続でした。

第二日目に入ると古文書についてのア

ウトラインも自分なりに把握しながら講義を聞くことができ、また古文書でも現在の文書でもなぜ保存していくのか、将来に向けて記録として重要になつてくることをふまえて保存していることを知り、大変勉強になりました。私の勤める前橋市立図書館は大正五年の開館ですので、その当時からの記録が残っています。資料として貴重なのだということを知りました。文書館における紙資料保存の手だてについても現場に対応しての説明を聞くことができました。酸性紙の問題は他人事ではありません。二日間の講義はそれぞれ有益で、大変刺激を受けるものでした。日頃何気なく進めている仕事についても再び考えてみようという気に

「図書館法」の成立時と類似している点も多く見受けられました。文書を資料としていかに残していくべきか、残すべき歴史的資料とは何か、文書の重要性などを認識することができます。図書館や博物館と文書館の相違については、時間不足のためうかがえなかったのが心残りです。「群馬県における文書管理の実際」では、文書整理やA判化対応についても知ることができました。講師の方々の資料保存の大切さを理解してほしいという熱意がひしひしと伝わってくる講義の連続でした。

なりました。職場に今回の講座で学んだことを伝えていたら思っています。

○ 公文書・記録保存専門講座に参加して

笠懸町岩宿文化資料館 萩谷千明

二月三日、四日の両日に行われた「公文書・記録保存専門講座」に、資料保存機関の職員という立場で参加させていただきました。

講座は、初日に講師の先生方より、文

書の保存の意義、文書の管理、文書館設

置への取り組み方について、総論的な講

義がなされ、翌日は、文書の整理・保存

の方法など各論的な講義がなされました。

講義の内容はどの先生のものも、文書

の保存や取扱いに対する熱意を感じられ、

しかも受講者の興味をとらえるという大

変印象の良いもので、講義時間が短く感

じられたことを今でも覚えております。

二日間の講義については満足しておりますが、講座について少々意見を述べ

ますが、講座が知識偏重の

説的なものが多く、平板な印象を受けた

ことも事実です。講義内容が知識偏重の

詰め込み式に多少なつても結構ですから、

もう少し専門的に突っ込んだ内容を説明

していただけたらと思います。

私共地方公務員は、異動によつて今まで全く未経験の分野の仕事を担当することがあります。例えれば、



懇談の様子

事務職であつた者が文化財担当に異動し

た場合、文化財である古文書をどのように取り扱うべきなのか対処に苦慮すること

は充分に考えられることです。

このようないくつかの問題に対応するためには、

概説的な講義はもちろんですが、文書資料を実際に取り扱うことができるような

実技講習も何らかの形で実現していくだけ

れば、受講者の興味や問題意識は、よ

り深まるものと思われます。

次に開催期間と時期についてですが、

前述したような意見をもし採り入れて下

さるならば、期間の方は現行の二日間よ

りも長い、三、四日間が適当ではないか

と思います。また、時期は、新年度の開

始時期に近い六月頃に開催していただい

た方が的を得ているものだと思います。

鮎魚の会だより

阪本一郎

平成五年春、長期講座修了者三十名を新規に受入れ、会は新学期を迎えた。

本年度の学習はA、B両組共に、甘楽郡本宿村神戸家に伝わる文書に、教材を求めた。神戸家文書の魅力は、年代が慶

長に遡る程の極めて長期に亘る厖大な文書群であり、村内の歴史的变化が文書を通し展望できる点にある。ここに学習

A組（86名）は、文書館講座の延長線上にある会の基本課程、文書の読みを重

点に神戸文書の項目別文例を学習する。

B組（78名）は、一定の主題毎に分類

した年代の異なる多数の文書から、その

藩日記の標題目次、索引作成を各班分担

で学習してきたが、本年は愈々本番、改めて全体学習に移し最終仕上げに挑む。

特別研修会（56名）は、過去二年松平

古文書同好会だより

木村 久

本会は今年度新たに八人の会員を迎え

例会は和やかで、かつ賑やかです。

今は「島高堅自記」を読み合っていま

三十五人（うち女性六人）となりました。

古文書の勉強（午後一時半から三時半

まで）が終ると、希望者により漢文の勉

強会（一時間）に移ります。全く自主的

な集まりですが、もう四年目に入りました。女性を含む十四、五人が常時出席し

ており、今は中世文書を、もちろん白文

で読んでいます。進歩の著しいことは目

ざるをえません。高堅は十八世紀後半の

人ですが、物事・出来事に対する関心の

深さが、このすぐれた日誌を書かせたものだと思います。

○ 古文書同好会だより

B組（78名）

は、一定の主題毎に分類

した年代の異なる多数の文書から、その

主題の歴史的変遷の過程を掘もうとす

る試み、今回は近世農村奉公人、藤井関所、前記

本宿村の成立、の三点を主題に設定し、要領で分析する学習に入った。

特別研修会（56名）は、過去二年松平

藩日記の標題目次、索引作成を各班分担

で学習してきたが、本年は愈々本番、改めて全体学習に移し最終仕上げに挑む。

実地見学。春は伊能文書妻、秋は神戸文書甘楽を企画、創立十周年を迎える。

会は又新たな峯を目指し登攀を開始する。

会誌「ハナミズキ」の第三号を十一月

に発行します。会員は目下、日の色をかえて構想を練つてゐるところです。

古文書の勉強（午後一時半から三時半

まで）が終ると、希望者により漢文の勉

強会（一時間）に移ります。全く自主的

な集まりですが、もう四年目に入りました。女性を含む十四、五人が常時出席し

ており、今は中世文書を、もちろん白文

で読んでいます。進歩の著しいことは目

ざるをえません。高堅は十八世紀後半の

人ですが、物事・出来事に対する関心の

深さが、このすぐれた日誌を書かせたものだと思います。

新たに収蔵された

古文書

平成5年1月以降、当文書館へ寄託されました古文書は次のとおりです。

◎吾妻郡長野原町・黒岩初音家文書

吾妻郡狩宿村の明治期からの郵便局関係の書類と昭和期の木炭組合関係の書類が中心。他に、江戸時代や明治時代の典籍類も含む約300点。

◎吾妻郡長野原町・長野原区有文書

貞享三年の吾妻郡長野原町検地帳や江戸時代の須川橋普請文書を含む明治、大正、昭和期の長野原町政文書約400点。

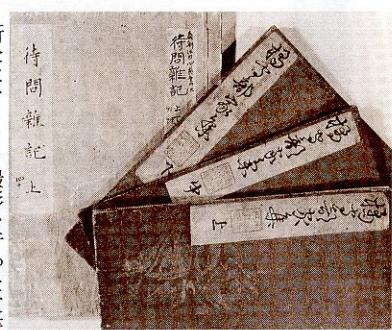
◎群馬郡群馬町・住谷修家文書

すでに寄託されている文書に、追加寄託として東国分村の年貢割付状など江戸時代から明治時代の村政文書や収集された県内各地の近世文書など約500点。

◎東京都千代田区・吉田允俊家文書

桐生新町の機屋吉田家の文書約450点。吉田家の経営文書は少ないが、絹織物に関する諸本や和歌、文学、地誌、歴史など広範囲にわたる写本・典籍類約

二〇〇〇冊。このなかには、文政年間から国学者橋守部の門人、後援者となつた吉田秋主（清助）との関係で残された守部直筆の著書などが含まれる。また秋主宛の守部書簡なども多数残されており、橋守部研究には不可欠な文書群といえる。



橋守部関係の書籍(吉田家文書)

◎吉井町郷土資料館所蔵・横尾傳次家旧蔵文書（吉井町片山）
明治一六年から大正六年までの養蚕日誌を中心とする七八点。

◎吉井町郷土資料館所蔵・田村一郎家旧蔵文書（吉井町吉井）
明治二〇年代以降の多胡製糸社関係文書など養蚕製糸関係文書一一八点を撮影。

◎吉井町郷土資料館所蔵・旧多胡村役場文書
明治一〇年から大正期までの養蚕、織物に関する諸本や和歌、文学、地誌、歴史など広範囲にわたる写本・典籍類約

(主任 鈴木一哉)

新たに収蔵された

行政文書

管理受任等 昨年度中に管理委任、引継、管理委託により県の各機関から受け入れた文書は、一、七〇四冊でした（詳細は表1のとおり）。

表1 平成4年度管理受任文書等所属別冊数

室課名	区分	永文	有期限書	計	
				冊	冊
総務部	消防防災課	48		48	
企画部	土地対策課	323	13	323	13
県民生活部	高齢福祉課	17		17	
衛生環境部	障害福祉課	30		30	
農政部	薬務課	7		7	
林務部	廃棄物対策課	12		12	
国土部	土地改良課	3		3	
	農村整備課	30		30	
	林産課	32		189	
	用地区課	84		84	
	砂防課	34		34	
	道路建設課	151		151	
	都市計画課				
知事部	局合計	448	493	941	
教委事務局	管理課	73		73	
	福利課	32		32	
	義務教育課	608		608	
	高校教育課	37		37	
教委事務局	合計	750		750	
公立学校共済組合群馬支部		13		13	
総	計	1,211	493	1,704	

また、このほか広報課から、広報ビデオ「ぐんまちやんくらぶ」、「平成3年度県政1年のあゆみ」、「ぐんま花紀行」各一本、計三本、また、教育委員会生涯学習課から、映画の一六ミリフィルム一四九本、ビデオ七八本、計二三七本、合計二三〇本を保存用として受け入れました。

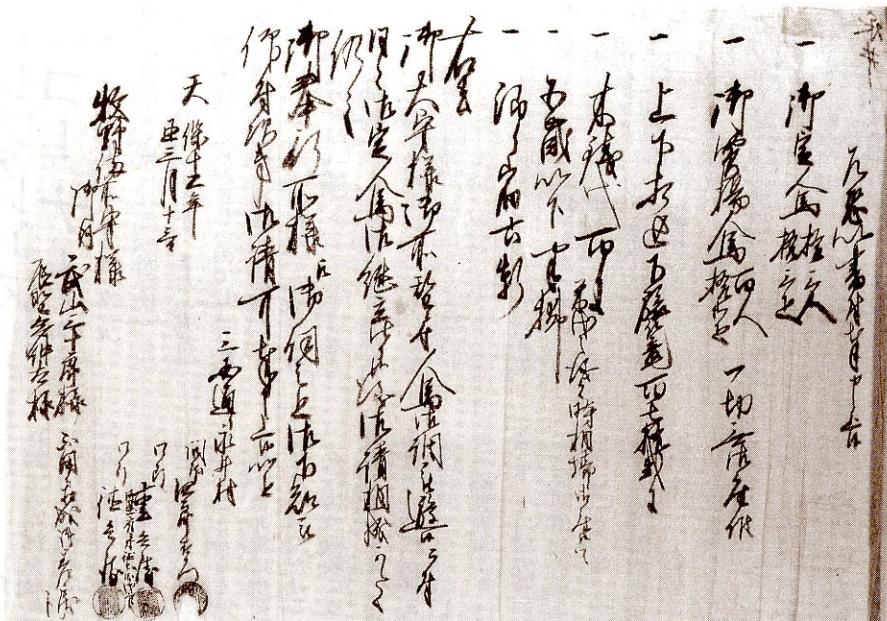
区域図等を受領しました。これは、林業議会図書室のものは、除籍された郷土資料や図書等です。また、林業経営課から、地域森林計画対象民有林の空中写真（密着写真、ポジフィルム）および撮影

収集 昨年度の文書整理で県の各機関が廃棄した文書中から、文書館が歴史資料となり得ると認めて収集したものは一二七四冊でした（詳細は表2のとおり）。料としての利用価値があるのではないかということで、学事文書課をとおし、文書館に収集についての打診があり、受領したものです。（指導主事 小暮隆志）

表2 平成4年度収集文書部別冊数

部局名	冊数
総務部	146
企画部	58
県民生活部	60
衛生環境部	132
農政部	196
林務部	167
商工労働部	108
土木部	403
選舉管委員会事務局	1
地方労働委員会事務局	8
議会図書室	804
教委事務局	91
合 計	2,174

古文書解説コーナー



三国街道は、中山道高崎宿から分かれ越後・佐渡に通じる街道です。永井宿は上越国境の三國境下に位置する上州側最後の宿で、越後から江戸への荷物の片繼立を行っていました。宿には問屋場が置かれ、佐渡奉行をはじめとする幕府役人や参勤交代の越後諸大名の公用荷物を輸送するため、伝馬（無賃）二五人二五疋・駄賃馬（御定貢錢）が常備されていました。問屋四郎右衛門は、この問屋場で人馬継立の事務を統括する役人で、永井村の年番名主を務め、本陣の主人でもありました。

写真の文書は、永井宿問屋役から越後長岡藩役人に提出した人馬継立請負証文です。請け負える人馬数、旅籠貢錢、薪炭・米代錢、宿数等

が書かれています。通常、大名の参勤交代の場合、格式によつて一定数の人馬を御定貢錢で使用することが許されていましたが、その一日の使用量や期間は定められていました。しかし、この度は「御大守（越後長岡藩主牧野備前守）様御所替」とあるように、藩主の移封に伴う家臣団・家族、荷物等の大移動における継立です。したがつて、そのための日々御定人馬の使用は、他の公用の旅行者・貨物の輸送や宿行政に支障をきたすことになります。そこで、宿では「御請相成かたく」とし「奉行所の下知次第請け負う」と返答しています。当時、往還に関する一切を掌握していたのは道中奉行ですが、脇街道は領主の支配下にあつたので、幕府領の永井宿は勘定奉行所の下知を受けたものと考えられます。

さらに読みますと、「三方領知替え」といわれる出羽国庄内藩転封事件の一端がうかがえる文書であることがわかります。

天保十一（一八四〇）年十一月、武州川越藩主松平大和守斉典が出羽庄内藩へ転封を命ぜられたことに伴つて、庄内藩主酒井左衛門尉忠器は越後長岡へ、長岡藩主牧野備前守忠雅は武州川越へと移されました。このことを受けた長岡藩では、川越への荷物輸送の準備のため永井宿に人馬調達の問い合わせを行っています（一九三一）。この文書はその返答書と思われます。しかし、この一件は、庄内藩領民の転封反対運動によつて中止（同年七月）となり、牧野備前守の国替えも取りやめとなつたのです。文書の左欄に書かれた「不要ニ相成御差戻ノ分」の一行は、継立が行われなかつたため、この証文が返却されたことを物語っています。

何気ない一通の人馬請負証文にも、さまざま背景や人々の生活を見ることができます。

Q A Q A Q A Q A Q
A Q A Q A Q A Q A Q

コ・ナ・レ・フ・ア・レ・シ・ス

Q、中世によく見られる「充行状」とはどういうものでしょうか。また「充行」と「宛行」はどちらが正しいのでしょうか。

A、当時は「充行」が使われていたようです。しかし「充」の異体字に「死」があり、この字が「宛」の字に似ていることと、音が似ていることから室町期以降「宛行」と誤記されるようになり、以後次第に両方とも通用していったと思われます。

「充行状」とは現代的にいうと広い意味

での辞令のようなものです。中世の時期にはもう少し深い意味があります。給料といつても当時はお金ではなく、土地や石米です。それらの給与のことを「充行」といい、給与者から被給者に対し書面をもって交付されたものが充行状です。充行状は大きく二つに区別されます。

一つは、莊園の領主が農民に対して土地の充行を行い、それに対する義務として年貢が要求されるものです。もう一つは、武士間において、將軍・大名などが家臣にその所領を充行うものです。この場合は、そこに主従関係が生じるのですから充行された武士は、それに対して、獻

身的軍事義務を負わされることになります。従って、支給者側から見れば、戦功に対する充行を怠れば主従関係の破綻にもつながるものになります。鎌倉幕府滅亡の一因に、元寇克服の際の戦功者に対する所領充行が滞ったことが上げられます。このことからも武家社会において「充行状」は非常に重要なものであることがことなどはその例だといえましょう。

お分かりいただけると思います。充行状の種類には、所領・知行（領地・財産の直接支配）・恩賞などがあります。中世でも時代が進んでくるにつれて恩賞充行が大きくなり、クローズアップされときます。戦国期には争いにより領土を得た大

名は、その功労者に所領を与える上で主従関係を成立させていくわけです。

中には、「もし領土が得られたならば与える」といった約束充行といえるものの見られます。上野国は、武田・上杉・北条

という三大大名が在地武士をうまく利用してその所領拡大を図った地域であったため、この類の恩賞充行状が多くみられます。

「充行状」とは現代的にいうと広い意味での辞令のようなものです。中世の時期にはもう少し深い意味があります。給

料といつても当時はお金ではなく、土地や石米です。それらの給与のことを「充

行」といい、給与者から被給者に対し書

面をもって交付されたものが充行状です。充行状は大きく二つに区別されます。

一つは、莊園の領主が農民に対して土地の充行を行い、それに対する義務として年貢が要求されるものです。もう一つは、武士間において、將軍・大名などが家臣にその所領を充行うものです。この場合は、そこに主従関係が生じるのですから充行された武士は、それに対して、獻

近世に入り世の中が落ちついてくるにつれて「充行状」も本来の辞令的要素に強要の必要条件としての「充行状」の觀

は薄れます。

（森 芳子）



◎群馬県行政文書件名目録第6集（明治期宗教編II）の発刊

本目録は、「行政文書簿冊目録明治編」の分類項目の「宗教」にあたる簿冊のうちから先に発刊した第1分冊に掲載したものを除き寺の異動、境内外地、什宝物、神社財産等にかかわる簿冊二〇六冊、

二八・七八六件を第2分冊として収録した件名目録です。

各簿冊ごとに都市別に分類し、社寺名等を一覧表にまとめてありますので、宗教Iと併せてご利用ください。

◎『群馬県立文書館収蔵文書目録11』

多野郡鬼石町・飯塚家文書（1）発刊。

本目録は江戸時代をとおして緑埜郡三

波川村（現鬼石町）の名主役を勤めた飯

塚家文書約一万八千点のうち、江戸時代

の三波川村名主文書約六、〇〇〇点につ

いての分類目録です。同家文書には、残

り約六、〇〇〇点の名主文書と明治以降

の三波川村行政文書及び飯塚家私的関係

文書合計約六、〇〇〇点があり、今後早急

に整理、公開する予定です。

◎企画展「西上州山村の戦国から江戸」（仮題）の御案内

緑埜郡三波川村（現鬼石町）の飯塚家

に残る戦国期文書や文書館等に収蔵され

ている上州西南部の江戸時代初期の山村

名主文書を展示し、戦国時代から江戸時代への転換期の山村の様相を紹介します。
展示期間 10月22日（金）～11月21日（日）



★魚の会・同好会学習継続

5・2・3 公文書・記録保存専門講座
(~4日)

5・3・26 文書館運営協議会開催
群馬県行政文書件名目録6集、群馬県立文書館収蔵文書目録(11)、紀要(双文)

5・3・31 第10号刊行
文書館運営協議会委員19名

5・4・1 文書館文書調査員23名委嘱
明治期絵図表具開始

5・4・19 明治期地籍図マイクロ撮影
(~23日)

5・5・14 常設展示替

5・5・15 古文書解説入門講座(22日、29日、6月5日、12日、19日)

5・6・10 行政文書管理委任、引継、
収集作業開始(~21日)

発行／群馬県文書館
〒371-8501 前橋市文京町丁二番六号

印刷／朝日印刷工業株式会社
☎ (027) 21-3323
題字 岡庭征人書